

秘密保持契約書（ひな形）

株式会社アイオーティー東京（以下「甲」という）と、本契約に合意する貴社（以下「乙」という）とは、両者間におけるシステム開発・Web制作・コンサルティング業務その他の取引の事前検討および実施にあたり、相互に開示される秘密情報の取り扱いについて、以下の通り秘密保持契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

甲および乙は、両者間の業務提携、システム開発、Webサイト構築、コンサルティング等の検討および実施（以下「本目的」という）のために、相手方に開示する秘密情報を秘密に保持し、本目的以外の用途に使用しないものとする。

第2条（秘密情報の定義）

本契約において「秘密情報」とは、開示当事者が相手方に対し、口頭、書面、電子データその他の媒体により開示された技術上、営業上、財務上その他の業務に関する一切の情報をいう。ただし、以下の各号の一に該当する情報は除く。

- 開示を受けた時点で、既に公知であった情報または既知であった情報
- 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報
- 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- 相手方から開示された情報によらず独自に開発した情報

第3条（秘密保持義務および使用制限）

受領当事者は、開示当事者の事前書面による承諾を得ることなく、秘密情報を第三者に開示または漏洩してはならない。また、秘密情報を本目的以外のいかなる目的のためにも使用してはならない。

第4条（安全管理措置）

受領当事者は、秘密情報を善良な管理者の注意をもって厳重に管理し、通信の暗号化（TLS/SSL）およびアクセス制御等の適切な技術的安全管理措置を講じなければならない。

第5条（秘密情報の返還・破棄）

本目的が終了した場合、または開示当事者から要請があった場合、受領当事者は遅滞なくすべての秘密情報（複製物を含む）を開示当事者に返還、または確実な方法で破棄・消去しなければならない。

第6条（有効期間）

本契約の有効期間は本契約締結日から2年間とする。ただし、期間満了後も第3条（秘密保持義務）は、開示された秘密情報が公知となるまで存続するものとする。

本契約の成立を証するため、本書面を保管または電子署名により締結する。

【甲】

所在地：東京都港区

会社名：株式会社アイオーティー東京

代表者：代表取締役

【乙】

所在地：_____

会社名：_____

代表者：_____ 印